

## 令和5年第5回教育委員会会議事録

### 1 開催日時

令和5年4月27日(木) 午後3時40分～午後4時38分

### 2 開催場所

教育委員会会議室

### 3 出席者

|      |          |       |
|------|----------|-------|
|      | 教育長      | 菅野 勇次 |
| 教育委員 | 教育長職務代理者 | 小尾 一彦 |
|      | 委員       | 岩谷 史人 |
|      | 委員       | 東 みどり |
|      | 委員       | 國安 環  |
| 事務局  | 教育部長     | 川瀬 吉治 |
|      | 学校教育課長   | 西田 建司 |
|      | 生涯学習課長   | 石田 晋一 |
|      | 給食センター所長 | 鯨岡 健  |
|      | 総務係主査    | 川本 貴士 |
|      | 学校教育係長   | 酒井 貴範 |
|      | 学校教育推進員  | 佐藤 充弘 |
|      | 学校教育推進員  | 喜多 敦  |

### 4 議 事

- 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について)
- 承認第5号 専決処分した事件の承認について  
(要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について)
- 議案第31号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について
- 議案第32号 幕別町立幼稚園設置条例を廃止する条例の申し出について
- 議案第33号 幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例の申し出について
- 議案第34号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について
- 議案第36号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について
- 議案第37号 幕別町学校運営協議会委員の任命について
- 議案第38号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について
- 議案第39号 幕別町社会教育委員の委嘱について

議案第40号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から、第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和5年度第4回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第4回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

**教育部長(川瀬 吉治)** 本日の事務報告は1点であります。

資料はございませんが、新型コロナウイルス感染症の感染状況です。今月は、4月23日までの報告ですが、中学校教員1名でありました。なお、5月8日からは感染症法上の取扱いが変更になり、インフルエンザと同様の取扱いとなりますことから、今後は、事務報告では新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、報告は行いません。

**菅野教育長** 事務報告につきまして、何か質疑等がございますか。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、承認第4号、専決処分した事件の承認について、幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案書は1ページになります。

幕別町教育研究所につきましては、本町における教育の専門事項の調査研究と教職員研修の企画等を行っており、幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命につきましては、議案書2ページ後段に記載のとおり、幕別町教育研究所規程第5条の規定に基づき、教育委員会が任命するものであります。議案書の1ページにお戻りください。任期は令和4年4月1日から2年間となっておりますが、令和5年4月1日付けの教職員人事異動及び学校における校務分掌等の変更に伴い、所長、副所長及び所員を新たに任命するに当たり、会議を開くいとまがありませんでしたので、令和5年4月1日付けで、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

議案に記載のとおり、所長には忠類小学校校長の浪内洋一氏を、副所長には札内北小学校教頭の伊藤健氏を、所員には札内南小学校教諭の榎山智美氏、幕別中学校教諭の長澤翔太氏、札内中学校教諭の井上麻衣氏、忠類小学校教諭の田村哲也氏、以上、所長1名、副所長1名、所員4名を任命したもので、このほか任期中で継続となる所員は4名となっております。新たに任命いたしました、所長、副所長及び所員の任期は、前任の残任期間となる令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご承認のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第4号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め承認第4号については原案どおり承認しました。

次に日程第6、承認第5号、専決処分した事件の承認について、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、また、日程第7、議案第31号「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号「任免、賞罰等職員の身分取扱その他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め「秘密会」といたします。

**菅野教育長** 秘密会を解きます。

**菅野教育長** 次に、日程第8、議案第32号、「幕別町立幼稚園設置条例を廃止する条例の申し出について」説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案第32号「幕別町立幼稚園設置条例を廃止する条例の申し出について」ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

幕別町立わかば幼稚園は、昭和53年4月に、学校教育法の規定に基づき、幼児を保育し適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした幼稚園として開園し、45年の長きにわたり、地域の幼児に望ましい環境の構成に努め、「生きる力の育成など」心身の健やかな発達に大きな役割を果たしております。

これまで、1,100人を超える卒園児を数えますが、幕別区域では、少子化に伴う児童数の減少、さらに、幕別中央保育所とわかば幼稚園の老朽化といった課題を抱えておりますことから、両施設の認定こども園への移行について、現在まで、こども課、学校教育課により協議を重ねてまいりました。

また、幕別中央保育所、わかば幼稚園の保護者に対し、説明会の開催や文書により意見聴取を行うなど検討を進めてきたところでありますが、令和6年4月に幕別中央保育所園舎を利用した保育所型認定こども園を開設する方向で、方針がまとまりましたことから、令和6年3月をもって、わかば幼稚園を閉園し、幕別町立幼稚園条例を廃止しようとするものであります。

なお、3月16日から4月14日の間で、パブリックコメントを実施いたしましたが、意見などはなかったところであります。町といたしましては、認定こども園への移行により、幼稚園での課題であった少人数教育の解消や土曜日や長期休業時における預かり保育の充実、保育所・幼稚園の児童が就学前から一緒に過ごすことで小学校へのより滑らかな接続につながるなど、今まで以上に保護者のニーズに応えるとともに、園児にとっても就学前の良い環境の確保ができるものと考えております。

今後は、5月15日に、幕別町民会館において、幕別中央保育所とわかば幼稚園の保護者を対象に、新たな認定こども園の教育・保育内容等に係る説明会を開催させていただく予定としております。

最後に、附則についてであります。この条例は、令和6年4月1日から施行とする、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**岩谷委員** 来年で閉園という事ですが認定こども園になった後の所管はどちらになるのでしょうか。

**学校教育課長(西田 建司)** 認定こども園になった後の所管ということで保育所型になるため保健福祉部のこども課の所管となります。

岩谷委員 これからこども園も含めた幼保小中の連携教育も見えてくると思いますのでこども課とも協議を進めていただきたいと思います。

学校教育課長（西田 建司） 幼保小中一貫で関連もごございますので教育委員会もその部分については一緒にこども課と連携しながら進めていきたいと考えております。

菅野教育長 他にございますか。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第32号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決しました。

次に日程第9、議案第33号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例の申し出について説明を求めます。

学校給食センター所長（鯨岡 健） 議案第33号幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例の申し出についてご説明申し上げます。議案書は6ページ、資料は別にお配りしております「議案第33号説明資料」になります。今回の改正につきましては議案第32号で説明がありましたが、現在給食を提供しております町立わかば幼稚園が幕別中央保育所と一体になった保育所型認定こども園となりますことから改定を行うものであります。

また、今後の給食につきましては移行された施設において施設内調理による給食が提供されることとなります。

議案第33号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左側が現行条例、右側が改正条例になります。今回改正する箇所には下線を引いてありますが現行条例の第1条「幼稚園、小学校」を「小学校」に改めるものであります。議案書6ページにお戻りください。附則についてであります。この条例は令和6年4月1日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決しました。

次に日程第10 議案第34号 「幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について」説明を求めます。

学校教育課長（西田 建司） 議案第34号「幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。議案書の7ページ、別紙の「議案第34号説明資料」をお開きください。

本規則につきましては、幕別町立学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正にして円滑な管理運営を図ることを目的としているものであります。この度の改正は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、新たに研修主事に関する規定が設けられたことに伴い、必要に応じ研修主事を置くこととするため、改めようとするものであります。

議案第34号説明資料をご覧ください。新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度、改正する箇所には、下線を引いております。現行規則の第5条では、主任等を置くことを規定しているものでありますが、改正規則のとおり、第10項として「研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」と加えるものであります。説明資料の裏面の2ページと3ページになりますが、別表第1で、改正規則のとおり、小学校と中学校の右欄の主任等に「研修主事」、備考に「校長が必要と認める場合に置く。」と加えるものであります。

議案書7ページにお戻りください。附則についてであります。この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第34号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決しました。

次に日程第11 議案第35号「幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について」説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案第35号「幕別町教育支援委員会専門部会員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

幕別町教育支援委員会専門部会につきましては、後段に記載のとおり、幕別町教育支援委員会設置条例第7条の規定に基づき、支援委員会は、相談及び調査を行うため、専門部会を置くことができると、されているものであります。具体的な業務といたしましては、教育支援委員会における児童生徒等の障害の種類、程度の判断に関し、専門部会の部会員が幼稚園や保育所、小学校を訪問し、園児や児童の様子を観察し、子供に係る情報交換を行うなどの相談・調査等を行っております。

このたび、令和5年4月1日付けの教職員人事異動及び学校における校務分掌等の変更に伴い、各学校から新たな部会員の報告がありましたことから、同条例第7条第2項の規定により、委嘱しようとするものであります。議案に記載のとおり、幕別小学校教諭の川端弘美氏、糠内小学校教諭の山田征洋氏、古舞小学校教諭の遠藤知里氏、途別小学校教諭の市川朋美氏、札内南小学校教諭の木村ゆかり氏、札内南小学校教諭の大畑幸恵氏、札内北小学校教諭の印牧明美氏、糠内中学校教諭の白戸東洋子氏、札内中学校教諭の富谷千城氏、忠類中学校教諭の奥村康仁氏、以上10名を委嘱するもので、このほか任期中で継続となる部会員は5名おりますが、新たに委嘱する部会員の任期は前任の残任期間となる令和5年4月27日から令和5年10月31日までとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第35号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第36号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について」説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案第36号「幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書9ページをご覧ください。

幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員につきましては、後段に記載のとおり、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第7条の規定に基づき、所掌事項を遂行するため必要があるときは、推進委員会に調査委員を置くことができるとされているものであります。具体的な業務といたしましては、第2条の規定に基づくいじめ防止対策推進委員会の所掌事項である「小中学校のいじめの防止等の対策を、実効的に行うための、調査研究及び審議」並びに「小中学校の、いじめの事案について、重大事態に係る事実関係を、明確にするための調査」な

どを行うものであります。このたび、同条例第7条第2項の規定に基づき、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、委嘱しようとするものであります。

議案に記載のとおり、糠内小学校校長の笠原聡氏、糠内小学校教頭の山田征洋氏、糠内小学校教諭の今井大介氏、札内南小学校教諭の田邊優子氏、幕別中学校教諭の遠藤康代氏、札内東中学校教諭の有岡希氏、忠類中学校教諭の奥村康仁氏の7人です。

いずれも学識経験者ですが、校長先生、教頭先生の選出にあたりましては、それぞれ校長会、教頭会からの推薦であります。

また、教諭等の5人につきましても、各中学校ブロックから推薦をいただいたものであります。なお、任期は特に定めはないことから、毎年、委嘱をしているものですが、今年度の調査委員の任期は令和5年4月27日から令和6年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第36号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第13、議案第37号、「幕別町学校運営協議会委員の任命について」説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案第37号「幕別町学校運営協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。議案書の10ページをご覧ください。

幕別町学校運営協議会委員につきましては、後段に記載のとおり、幕別町学校運営協議会規則第3条第2項の規定により、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項」各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命すると、されているものであります。議案書の11ページをご覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定になりますが、第2項の第1号で「対象学校の所在する地域の住民」、第2号で「対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者」、第3号で「地域学校協働活動推進員その他の学校の運営に資する活動を行う者」、第4号で「その他教育委員会が必要と認める者」となっております。議案書の10ページにお戻りください。

このたび、新年度に入りPTAの役員改選や人事異動により欠員が生じたため、学園長から新たな委員の推薦のありましたことから、委員を任命するものであります。

議案に記載のとおり、さつない学園の佐藤宏孝氏、杉本宏俊氏、高橋翔太郎氏、熊田由幸氏、札内東学園の居川修氏、ちゅうるい学園の矢崎圭子氏、千葉勝博氏、わかば幼稚園の武田由記氏、以上8名を任命するものですが、それぞれ備考欄に記載されておりますのが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項」各号に該当する区分になります。

このほか、任期中で継続となる委員は40名おりますが、新たに任命する委員の任期は、前任の残任期間となる、令和5年4月27日から令和7年1月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第37号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決しました。次に、日程第14、議案第38号、「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について」説明を求めます。

学校教育課長（西田 建司）議案第38号「幕別町小中一貫教育・C S推進連絡会議委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。幕別町小中一貫教育・C S推進連絡会議につきましては、後段に記載のとおり、「幕別町附属機関設置条例第4条の別表」において、設置が規定されておりますが、「幕別町小中一貫教育・C S推進連絡会議設置要綱第1条」の規定のとおり、各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくし、各学園の運営協議会の推進と円滑な運営を目的として設置しております。所掌事務につきましては、条例別表のとおり、小中一貫教育を含む学校教育等についての審議となっておりますが、具体的には、要綱第2条の規定のとおり、「学校教育等に関する方針及び施策に関する事項」、「小中一貫教育に関する事項」並びに「学校運営協議会の実施に関する事項」の情報伝達及び共有、連絡調整を行うこととなっております。

この度、条例別表及び、要綱第3条の規定に基づき、各学園の学園長及び幼稚園長、各学園の学校運営協議会の会長、小中学校及び幼稚園の小中一貫コーディネータ各1名、町PTA連合会代表2名、その他教育長が必要と認める者のうちから、委員を委嘱しようとするものであります。

議案第38号別紙をご覧ください。委員名簿になります。まず、各学園の学園長になります。まくべつ学園の橋本靖宏氏、糠内学園の宗形真恵氏、さつない学園の久保睦則氏、札内東学園の横山一仁氏、ちゅうるい学園の白井将之氏、わかば幼稚園の井口観慈氏、次に、各学園の協議会会長になります。まくべつ学園の森廣幸氏、糠内学園の橋詰一也氏、さつない学園の岡田義行氏、札内東学園の堀川貴庸氏、ちゅうるい学園の加藤茂樹氏、わかば幼稚園の斉藤博氏、続いて、各小中学校及び幼稚園の小中一貫コーディネータになります。幕別小学校教諭の杉澤諭氏、糠内小学校教諭の國木彩友美氏、古舞小学校教諭の千葉曜子氏、明倫小学校教諭の植村頭氏、途別小学校教諭の市川朋美氏、白人小学校教諭の豊原宏氏、札内南小学校教諭の金谷智皓氏、札内北小学校教諭の津川優子氏、忠類小学校教諭の森原一氏、幕別中学校教諭の遠藤康代氏、糠内中学校教諭の北岡雅樹氏、札内中学校教諭の近藤弘樹氏、札内東中学校教諭の川原すみれ氏、忠類中学校教諭の千葉優子氏、わかば幼稚園教諭の植松由貴氏、続いて幕別町PTA連合会の代表になります。会長の三井央一氏、事務局長の本間幸信氏、以上の合計29人です。

議案書12ページにお戻りください。任期は1年で、毎年、委嘱をしているものですが、今年度の委員の任期は、令和5年4月27日から令和6年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第38号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決しました。次に、日程第15、議案第39号、「幕別町社会教育委員の委嘱について」説明を求めます。

**生涯学習課長（石田 晋一）** 議案第39号、幕別町社会教育委員の委嘱につきまして、ご説明申し上げます。議案書の13ページをご覧ください。下段に、「幕別町社会教育委員に関する条例」の抜粋を記載しております。幕別町社会教育委員に関する条例第2条及び第3条において、委員の定数及び任期などを規定しているところであります。委員の構成は、第1号委員の学校教育関係者、第2号委員の社会教育関係者、そして第3号委員の学識経験のある者の3つの区分により構成しているところであります。この度、提案させていただきました委員の委嘱について、委員の任期の途中でありますが、表の1番の方につきましては、幕別小学校の校長が渡會崇善氏から森浩嘉氏に変更になり、2番の方につきましては、幕別清陵高等学校

の校長澤田慎也氏から、小島政裕氏に変更になり、3番の方につきましては、幕別町PTA連合会の会長が居川修氏から三井央一氏に変更になったことによるものであります。

なお、委員の任期につきましては、令和5年4月27日から、前任者の残任期間であります令和6年5月29日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第39号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決しました。

次に日程第16、議案第40号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**菅野教育長** 秘密会を解きます。

**菅野教育長** 議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

**菅野教育長** 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第5回教育委員会会議を閉じます。